

市第95号議案 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更の認可

1 変更の趣旨

消費税及び地方消費税の税率の引上げ（8%→10%）に伴い、地方独立行政法人法第 23 条に基づき定める「公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限」を一部変更します。

2 変更の内容

（1）消費税及び地方消費税の税率の引上げ（8%→10%）に伴う変更

ア 一定の算定額に「1.08 を乗じて得た額」と規定されている箇所を「1.1 を乗じて得た額」に変更します。

イ 消費税額を含む金額を提示している箇所（病院の駐車場の使用料除く）について、その金額を 1.08 で除し、1.1 を乗じて得た金額（10 円未満の端数は切捨て）に変更します。

（2）病院の駐車場の使用料

「30 分を超えて 3 時間までの駐車場の使用料」について、平成 26 年度の消費税及び地方消費税の税率の引上げ（5%→8%）の際、前述の考え方に基づき金額を据え置き（10 円未満の端数は切捨て）にしたことを踏まえ、今回は金額（「300 円」）を 1.05 で除し、1.1 を乗じて得た金額（「310 円」）に変更します。

（3）その他

今回の改正に合わせて、診断書等の交付手数料の区分について、現行の「公立大学法人横浜市立大学附属病院及び横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける諸料金規程」の表記に合わせます。

【参考】地方独立行政法人法（抜粋）

（料金）

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。